平成16年3月30日 告示第80号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への積極的な参画を促進し、市民に対する説明責任を果たすとともに、政策形成過程の公正性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による市政の推進に資することを目的とする。

(平27告示733·一部改正)

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) パブリックコメント手続 市の基本的な計画、条例等を策定し、若しくは制定し、又は改定し、若しくは改正する過程において、その案その他必要な事項を公表し、市民から意見の提出を求め、市の基本的な計画、条例等の策定若しくは制定又は改定若しくは改正に市民の意見を反映させる機会を確保するとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
 - (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消 防長及び公営企業管理者をいう。
 - (3) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者
 - オ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害を有するもの

(平27告示733·一部改正)

(対象)

- 第3条 パブリックコメント手続の対象は、次に掲げる計画、条例等(以下「計画等」という。)の策定若しくは制定又は改定若しくは改正(以下「計画等の策定 又は改定」という。)とする。
 - (1) 未来構想その他の市の基本的政策を定める計画
 - (2) 個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画
 - (3) 市の基本的な制度を定める条例(専ら行政内部に適用されるものを除く。)
 - (4) 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの (平27告示733・一部改正)

(対象の適用除外)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
 - (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
 - (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
 - (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
 - (4) 法令により、縦覧、意見書の提出その他のパブリックコメント手続と同様の手続を行う場合

(平27告示733·一部改正)

(予定の公表)

- 第5条 政策イノベーション部企画経営課長は、当該年度に実施する予定のパブリックコメント手続の案件に関し、次に掲げる事項を当該年度の4月に市のホームページにより公表するものとする。
 - (1) 計画等の案の名称
 - (2) 計画等の案に対する意見の提出期間

- (3) 計画等の案及び計画等の案の概要(以下「計画等の案等」という。)の入手方法
- (4) 計画等の案等の問合せ先

(平31告示423·追加)

(実施等の報告)

- 第6条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらか じめパブリックコメント手続実施報告書(様式第1号)により政策イノベーショ ン部長に報告するものとする。
- 2 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しないときは、パブリックコメント手続省略報告書(様式第2号)により政策イノベーション部長に報告するものとする。

(平31告示423・追加)

(計画等の案等の公表)

- 第7条 実施機関は、計画等の策定又は改定をしようとするときは、最終的な意思 決定を行う前に、計画等の案をパブリックコメント募集案件公表書(様式第3号) により、計画等の案の概要をパブリックコメント募集案件概要書(様式第4号) により公表しなければならない。
- 2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 市のホームページへの掲載
 - (2) 所管課、市役所1階情報コーナー、各窓口センター、各地域交流センター及びつくば市民センターにおける閲覧又は配布
- 3 第1項の規定による公表をする場合において、公表しようとする内容が相当量に及ぶときには、公表しようとする内容全体の入手方法を明示した上で内容の一部を省略し、公表することができる。

(平22告示144・平24告示10・一部改正、平31告示423・旧第5条繰下・一部改正、令6告示14・一部改正)

(予告)

- 第8条 実施機関は、前条第1項の規定により計画等の案等を公表する前に、第5 条各号に掲げる事項を市のホームページ及び広報紙への掲載の方法により、当該 パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。
 - (1) 計画等の案の名称
 - (2) 計画等の案に対する意見の提出期間
 - (3) 計画等の案等の入手方法

(平27告示733・一部改正、平31告示423・旧第6条繰下・一部改正)

(意見の提出)

- 第9条 実施機関は、計画等の案等の公表の日から1か月程度の期間を設けて、計画等の案等について意見の提出を求めなければならない。
- 2 前項に規定する意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 実施機関が指定する場所への持参
 - (2) 郵便
 - (3) 電子メール
 - (4) ファクシミリ
 - (5) その他実施機関が必要と認める方法
- 3 計画等の案についての意見を提出しようとする市民は、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、前項に規定する方法により提出するものとする。

(平27告示733・一部改正、平31告示423・旧第7条繰下)

(提出された意見の取扱い)

- 第10条 実施機関は、提出された意見を考慮して計画等の策定又は改定の意思決 定を行うものとする。
- 2 実施機関は、市民から提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を、 パブリックコメント実施結果報告書(様式第5号)により公表するものとする。

この場合において、計画等の案を修正したときは、修正の内容及び理由を公表するものとする。

3 第7条第3項の規定は、前項の規定による公表に準用する。

(平31告示423・旧第8条繰下・一部改正)

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既に策定又は改定の過程にある計画等については、この 告示の規定は、適用しない。

附 則(平成17年告示第78号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年告示第144号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年告示第162号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第10号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年告示第388号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第733号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年告示第419号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年告示第423号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第14号) この告示は、令和6年2月12日から施行する。

第 号 年 月 日

政策イノベーション部長 様

部長 (課扱い)

パブリックコメント手続実施報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 案件名
- 2 実施根拠 つくば市パブリックコメント手続に関する要綱第3条第 号
- 3 意見の募集期間 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
- 4 募集の趣旨
- 5 公表する資料
- 6 提出方法

直接持参 部 課 (階)

- 各窓口センター
- ・ 各地域交流センター
- ・ つくば市民センター

※施設閉庁日を除く。

郵便 〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

ファクシミリ 029- -

電子メール @city.tsukuba.lg.jp その他[ホームページの電子申請・届出サービス]

7 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期 年 月予定 様式第2号(第6条関係)

第 号 年 月 日

政策イノベーション部長 様

部長

(課扱い)

パブリックコメント手続省略報告書

このことについて、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 案件名
- 2 内容
- 3 手続を実施しない理由 つくば市パブリックコメント手続に関する要綱第4条第 号に該当するため。 (以下詳細を記載)
- 4 参考資料

担当者 課

内線:

様式第3号(第7条関係)

パブリックコメント募集案件公表書 【案件名:

年 月 つくば市 部 課

案件名								
募集期間	年	月	日	~	年	月	日	
担当課			部		課			
問合せ	TEL				(内	線)		

■ 意見募集の趣旨

■ 資料

_

.

.

■ 提出方法

○ 直接持参 · 課(階)

各窓口センター

・各地域交流センター

・つくば市民センター

※施設閉庁日を除く。

○ 郵便 〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 部 課

- ファクシミリ 029-
- 電子メール @city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス
- ※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容を より良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。 提出された意見を十分考慮した上で、(計画名)の最終決定を行います。
- ・提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答 するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対 する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

- 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所
 - 公表時期 年 月頃を予定しています。
 - 公表場所 市ホームページ、(所管課名)課、

情報コーナー(庁舎1階)、

各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター

様式第4号(第7条関係)

パブリックコメント募集案件概要書

【案件名:

つくば市 部 課

O	計画等を必要とする背景・提案に至るまでの経緯
0	他の自治体の類似する計画等の事例
0	未来構想における根拠又は位置付け
0	関係法令、条例等
0	計画等の実施により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む。)

様式第5号(第10条関係)

パブリックコメント実施結果報告書 【案件名:

年 月 つくば市 部 課

■ 意見集計結果

年 月 日から 月 日までの間、<u>(案 件 名 (案))</u>について、意見募集を行った結果、 人(団体を含む。)から 件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

12-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-13-			
提出方法	人数(団体を含む。)		
直接持参	人		
郵便	人		
電子メール	人		
ファクシミリ	人		
電子申請	人		
合 計	人		

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

〇 項目名 について

	<u> </u>		
No.	意見概要	意見数	市の考え方
1		件	
2		件	

O <u>項目名</u>について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1		件	
2		件	

■ 修正の内容

〇 _ 項目名_ について

修正前	修正後

O <u>項目名</u>について

修正前	修正後